（別紙）

セグロウリミバエの緊急防除に関する省令及び告示の一部改正について
に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

○御意見及びそれに対する考え方
※行政手続法第43条第２項に基づき、提出意見は整理又は要約している場合があります。

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	【該当箇所】 「セグロウリミバエの緊急防除に関する省令及び告示の一部改正案」全体 【意見内容】 今回の改正案は、セグロウリミバエの発生拡大に対応し、防除区域の追加と防除期間の延長を行うものと理解しています。植物防疫法に基づく緊急防除措置として、科学的根拠と現地調査に基づいた判断であることから、基本的な方向性には賛同いたします。 特に、伊江村・伊是名村・伊平屋村における誘殺や寄生果実の確認を受けて、沖縄本島全域へのまん延を防ぐために迅速な対応が必要であることは、農業生産と地域の暮らしを守る観点からも重要です。 また、行政手続法第39条第4項第1号に基づく「公益上の緊急性」があることを踏まえ、意見募集期間が短縮されたことにも理解を示します。国民の声を反映する姿勢は評価いたします。 一方で、制度の実効性と地域の信頼形成のためには、以下の点について改善をお願いしたく意見を提出いたします。 1. 侵入ルートと拡散経路の分析・公開 セグロウリミバエは、台湾・中国などの発生地域から風に乗って飛来する可能性があるとされており、物流や人の移動を通じた侵入も否定できません。沖縄で定着すれば、九州・四国・本州への拡散リスクは現実的です。 本虫の侵入ルートと拡散経路について、科学的な分析と情報公開を求めます。 過去の誘殺事例（1998年、2003年）との比較や、気象・物流・検疫データを活用した拡散予測の提示を希望します。 地域住民や農家が「どこから来たのか」「どう広がるのか」を理解できるよう、図解や動画などのわかりやすい資料の整備をお願いします。 2. 意見募集期間の短縮と情報公開のバランス 緊急性を理由に情報公開や意見聴取の期間が短縮される場合でも、地域住民や農業関係者が制度の内容を理解し、納得して協力できるよう、以下の対応を求めます。 ・意見募集開始と同時に、改正案の概要・根拠・影響・支援策をわかりやすく整理した資料を公開すること ・対象地域における説明会や自治体との連携による周知活動の実施 ・意見募集後も、地域からの声を継続的に受け止める相談窓口の設置 3. 防除措置の柔軟な運用と生活支援 緊急防除に伴う移動制限、栽培制限、消毒命令などは、農業経営や地域流通に直接影響します。特に島嶼部では、物流や人の移動が限られており、措置の実施が生活に与える影響は大きくなります。 防除命令の対象となる植物・容器・施設の範囲を明確化し、過剰な制限とならないよう配慮してください。 防除に伴う損失や作業負担に対して、国・県・市町村による支援制度（補助金、代替流通、技術支援等）の整備を強く希望します。 防除措置の実施にあたっては、地域の実情に応じた柔軟な運用（例：高齢農家への支援、共同防除体制の構築）をお願いします。 4. 科学的根拠と予測可能性の明示 今後の区域追加や期間延長の判断基準が不透明であることは、現場の不安につながります。 防除区域の追加や期間延長の判断に用いる科学的指標（誘殺数、寄生果率、拡散予測等）を明示し、予測可能性を高めてください。 地域の農業者や自治体が、自らの地域のリスクを判断できるよう、調査結果や防除効果の定期的な公表を求めます。 学術経験者の意見聴取の内容や検討過程についても、可能な範囲で情報公開をお願いします。 【理由】 セグロウリミバエの防除は、農業生産と地域の暮らしを守るために不可欠な措置です。しかし、制度の実効性を高めるには、科学的根拠とともに、地域の実情に寄り添った運用が必要です。住民・農家が安心して協力できるよう、情報のわかりやすさ、支援の手厚さ、予測可能性のある制度設計を強く望みます。	1　セグロウリミバエの侵入原因については、その特定に努めているものの、本虫の生態等については不明な点が多く、現時点では飛来の可能性が高いとしつつも、特定はできておりません。同様に、その拡散等についても、科学的な根拠に基づいた予見は現時点では難しいと考えております。引き続き、ミバエ類の飛来に係る知見の蓄積に努めてまいります。 2　今回の緊急防除の延長や防除区域の追加については、国と沖縄県で連携し、説明会の開催やチラシの配布等により内容等の説明に努めているところです。制度を運用するに当たっても、運用状況等について、常に関係者の意見等を踏まえながら取り組んでまいります。 3　移動制限については、引き続き、地域の実情を踏まえ、必要最小限の措置となるよう運用してまいります。また、緊急防除に係る薬剤散布や移動検査等に係る必要な費用については、消費・安全対策交付金を活用し、支援しています。 【農林水産省HP:重要病害虫の特別防除等（消費・安全対策交付金）】 4　緊急防除における区域追加や期間延長に当たっては、様々な要素を考慮しており、一律の基準で判断をすることは難しいと考えておりますが、本虫の発生調査に係る結果については、沖縄県及び植物防疫所のHPに掲載しており、また、学術経験者等から成る対策検討会議における検討の結果等については、概要として農林水産省HPに公開しております。 【沖縄県HP：セグロウリミバエのトラップ誘殺及び寄生果の確認状況について｜沖縄県公式ホームページ】 【植物防疫所HP：侵入調査の対象となっている病害虫の発見状況：植物防疫所】 【農林水産省HP：セグロウリミバエに関する情報：農林水産省】 引き続き、本虫の緊急防除へのご理解とご協力をお願いいたします。

2	提出意見： この件に関連しない意見かもしれませんが、いわゆるフリマアプリ等において、沖縄→本土に向けて農作物や花の苗が個人間で取引されているのを目にします。 こちらに関しても規制をかけることが必要であると考えます。	国内の一部の地域に発生している病害虫については、未発生地域へのまん延防止のため、発生地域外への寄主植物等の移動が規制されています。 いわゆるフリマサイト等における規制対象植物等の取引に対しても、HP等で注意を呼びかけており、違反の疑いがある場合には状況を確認の上、必要な対応を講じているところです。 引き続き、これらの移動規制が適切に実施されるよう対応してまいります。
3	提出意見： セグロウリミバエのせいで沖縄県全体が出荷停止にならないようにして欲しい。 もしその様な事があれば、細かい地域での停止処置を行って欲しい。 先ずは個人。その後に市町村単位とかで。 その為に個人を特定できる合格証を提出しているので。 残渣による焼却処分の助成を要請したい。 袋に入れて燃えるゴミでは焼却場から増える恐れがあるので、一直線で焼却処分が出来るように。　個人ではそれが出来ないので。　焼却場の問題ですが。そこは行政が介入して、火曜　木曜とかで週二回くらいの収集をして、焼却処分を。 適応作物だけでも。 家庭菜園と専門農家の処分の違いをはっきり区分けして欲しい。　大体検出されるのは家庭菜園だけなので。　一緒くたに対応するから行政が手出ししずらい。	今回の緊急防除では、セグロウリミバエのまん延を防止することを目的とし、ウリ科等の寄主果実の防除区域外への移動（出荷）に際して、植物防疫官が検査を実施し、本虫が付着しているおそれがないと判断した寄主果実は移動できることとしています。 この他のご意見に関しましても、今後の円滑な防除対策の実施に向けた検討の参考とさせていただきます。 引き続き、本虫のまん延防止にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
4	提出意見： セグロウリミバエは害虫という認識なので早急に防除、駆除、対処すべきです。	引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。
5	提出意見： セグロウリミバエの発生によって緊急防除による県外移動規制等が実施されたことにより、沖縄の農業及び生産者のみならず、沖縄の経済及び住民生活等に極めて大きな影響を与えております。 そのため、当組合においては、本虫の緊急防除に伴い生産者負担を最小限にするために、検査申請登録の受付等や、共撰場におけるラベル貼付業務を、組織を挙げて取り組んでいるところであり、早期の緊急防除及び移動規制の解除を望んでいるところです。 しかしながら、日本農業全体への影響を考慮した場合、当組合としては、本虫の被害を沖縄県だけでくい止めて県外へ侵入させないためには、沖縄県外への移動規制等の延長及び対象地域を加えた緊急防除策を講じることについては、「やむを得ない。」と考えております。 なお、緊急防除策の効果が早期、かつ確実に発揮されない場合、離農や経営規模の縮小等に繋がることとなります。そのため、当組合としては、沖縄農業への影響を最小限にするため、国及び沖縄県、市町村が連携して次の事項に対応しながら実施されるよう、お願い申し上げます。 1　対象拡大地域の生産者並び住民、観光客等への丁寧な説明 2　セグロウリミバエの不妊虫放飼の増殖及び放飼範囲拡大 3　２の取り組みから、緊急防除期間の短縮（令和8年12月末） 4　米軍基地及び訓練施設内での防除の徹底 5　検査合格証明の申請簡素化並びに、検査合格証明ラベルの配布の円滑化 6　沖縄振興一括交付金等を活用した農家所得減少分への支援	本緊急防除においては、多大なるご協力をいただき感謝申し上げます。 今回の緊急防除の防除区域追加及び期間延長に当たっては、先般、沖縄県と連携し、関係自治体に対し説明会を開催し、今回の改正の概要等について説明を行ったところです。また、生産者や地域住民、観光客等に対しては、チラシ配布等により、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。 緊急防除の期間については、防除対策の効果や本虫の発生状況を注視し、専門家や沖縄県の意見も踏まえつつ、科学的な根拠に基づき、本虫の防除に必要な期間を設定しているところですが、沖縄県と連携し、より早く根絶できるよう取組を進めてまいります。 また、調査や防除については、関係機関と連携し、必要な場所において漏れが無いよう実施しているところです。 引き続き、現場の意見を踏まえつつ、効果的な緊急防除となるよう対応してまいります。
6	提出意見： 内容について理解できました。 今後の進展等ありましたら、情報共有くださりますよう、お願いします。	本虫の防除対策については、農林水産省HP等において適宜情報提供しているところです。 【農林水産省HP：セグロウリミバエに関する情報：農林水産省】 引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。
7	提出意見： ・誘引剤は人間や環境に害がないものですか？私はマイクロプラスチックが人間の神経や体調に影響があると考えております。誘引剤を設置した近隣の住民への影響などはあるのでしょうか。また、誘引剤で集めた後はどうなさるのですか。焼却処分でしょうか？？ ・セグロウリミバエが蔓延しているのは、インバウンドの影響ではないですか？靴底に付着した種子や卵がさまざまな土地へ広まっているのではと懸念しています。駆除も大事ですが、根本的な解決になるのでしょうか。 ・駆除がんばってください。	セグロウリミバエの発生調査や防除に使用する誘引剤は、本虫を含めた特定の昆虫にのみ作用するものであり、農薬取締法における登録上の使用方法を順守していれば、周辺環境には特段の影響は無いものと考えております。 なお、トラップ等で回収した本虫については、調査のために頭数を確認した後、サンプルとして県や植物防疫所で虫体を保管するか、または適切な方法により処分しています。 また、本虫の我が国への侵入原因については、現時点で特定はできておりませんが、飛来による侵入である可能性が高いと考えています。一方で、ご懸念のとおり、インバウンドによる侵入のリスクもあることから、海空港における検疫や、侵入調査により本虫の侵入を警戒しています。 引き続き、本虫の防除対策に、ご理解とご協力をお願いいたします。